

議案第 5 0 号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条の規定に該当する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市手数料条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(免除)	(免除)
第 4 条 略	第 4 条 略
2 略	2 略
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>(5) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条の規定に該当する者</u>	